

大分県特別免許状の授与に係る教育職員検定基準

教育職員免許法（以下「法」という。）第5条第3項の規定により特別免許状を授与するための基準は、次に定めるところによる。

1 教育職員検定の対象者

教育職員免許状に関する規則（以下「規則」という。）第14条の3に規定する書類を提出したもので次のいずれにも該当する者を対象とする。

- (1) 法第5条第1項各号の一に該当しない者
- (2) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
- (3) 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有する者
- (4) 教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的实施に特に必要があるとして推薦した者

2 教育職員検定

法第6条第1項の規定により、受験者の人物、学力、実務及び身体について教育職員検定を行うが、具体的な観点及び判断の方法は次のとおりとする。

なお、合格の決定をするときは、「大分県特別免許状の授与に係る学識経験者等からの意見聴取要綱」第2条に基づき選定した者からの意見を参考とする。

(1) 人物について

主として、人物に関する証明書（第3号様式）、推薦書（第10号様式の2）及びこれに代わるものによって判断し、教育職員として適当と認められる者でなければならない。

(2) 学力又は実務について

主として、履歴書（第2号様式）、規則第14条の3に規定する推薦書及び担当する教科に関する専門的な知識若しくは技能を有する旨の証明書又はこれに代わるものによって判断する。

判断基準としては、担当する教科の教育課程並びに学習指導等を勘案し、学校教育の効果的实施が期待できるものでなければならず、原則として、担当する教科に関する実務経験若しくはそれに相当する能力を有し、次のいずれかに該当することとする。

① 学校教育法第1条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたること。

ア 平成3年文部省告示第91号又は第120号により指定又は認定された在外教育施設

イ 日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられたもの

ウ 日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団体の認定を受けたもの

- ・アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ（略称WASC）
- ・アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル（略称ACSI）
- ・グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ（略称CIS）
- ・スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局（略称IBO）

② 教科に関する専門分野に関する勤務経験等（営利企業やその他の法人（社団法人、財団法人、NPO法人等）、外国にある教育施設等におけるもの）が、概ね3年以上あること。

- ア 企業等における教科と関連する専門分野に関する職業経験
 - イ 外国にある教育施設における勤務経験
 - ウ 大学における助教、助手、講師経験
 - エ 各種競技会等に向けた選手等としての活動
 - オ 派遣された海外における教科と関連する専門分野の国際貢献活動の経験等
- ③ 教科に関する専門的な知識経験又は技能に関して、以下に示す資格や実績を有すること。
- ア 外国の教員資格の保有
 - イ 教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格
 - ウ 修士号、博士号等の学位の保有（原則として専攻分野に相当する教科に関する専門的な知識経験等を備えていること。）
 - エ 各種競技会、コンクール、展覧会等における実績（特に、競技会においてはオリンピック競技大会等国際的な規模において行われるものに出場した者、日本選手権若しくはこれに準ずる全国規模の大会において優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者。また、音楽や美術、工芸、書道の教科に関連する世界規模で行われるコンクールや展覧会等に参加や出展する者や、全国規模のもので優秀な成績を収めた者。）
 - オ 大学における教職科目のうち大分県教育委員会が必要と認めるものの履修又は教職を志望する者を対象とした体系的な研修の受講の状況
 - カ 学校現場における過去の勤務経験、免許状の授与に先立って行われる教員採用試験や模擬授業の実施による評価その他の大分県教育委員会が優れた知識経験等を有することを確認するために適切と認める事項の評価
- ④ ①から③に準ずること。

(3) 身体について

主として、身体に関する証明書（第9号様式）によって行う。
職務遂行上支障ないと認められる者でなければならない。

(4) この基準に定めるもののほか、必要な事項については大分県教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この基準は平成17年9月22日から施行する。
- 2 この基準は平成19年6月27日から施行する。
- 3 この基準は平成20年3月28日から施行する。
- 4 この基準は令和4年11月22日から施行する。